

仕 様 書 (案)

1. 事業名

令和元年度訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業
「アドベンチャーツーリズムコンテンツ造成事業」

2. 事業目的

政府では、「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、観光先進国の実現に向け、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人、地方部での外国人延べ宿泊者数7,000万人泊という目標を掲げ、政府一丸、官民一体となって取り組んでいくこととしている。

その一環として、観光庁及び日本政府観光局(JNTO)では、欧米豪市場を中心とした訪日無関心層を対象に「楽しい国 日本」の魅力を発信するため「Enjoy my Japanグローバルキャンペーン」を展開しているところであるが、当キャンペーンに活用できるコンテンツが特に地方部をはじめとして全国的に不足しているという現状がある。

このことを踏まえ、北陸信越運輸局においては、DMOをはじめとする地域の関係者と連携を図りつつ、新たな滞在型コンテンツの創出を図るために「訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業」を展開する。

本事業では、ワークショップ、モニターツアー等の開催を通し、長野県におけるアドベンチャーツーリズム(「アクティビティ、自然、異文化体験」という3つの要素を含んだ旅行。以下「AT」という。)に関するコンテンツを造成し、それを組み込んだ旅行商品を企画開発することを目的とする。

3. 対象市場

米国、英国、豪州

4. 事業内容

(1) コンテンツの収集・整理

高付加価値旅行商品向けのコンテンツ造成が期待できる長野県内のAT関係事業者に係る取組状況や訪日外国人の利用状況等の収集・整理を行う。詳細は以下のとおりとする。

1) 概要

- ①実施時期：令和元年6月～7月頃
- ②対象者：今後、高付加価値旅行商品向けコンテンツの造成(磨き上げ含む)が期待できる長野県内のAT関係事業者等 10事業者程度
- ③収集・整理する内容
 - ・現在の取組状況
 - ・訪日外国人の利用状況
 - ・旅行商品販売状況
 - ・英語対応可のガイドの有無
 - ・旅行商品の価格帯
 - ・旅行商品の販売・精算システム
 - ・その他監督職員が指示したもの

2) 業務内容

- ①上記内容について、対象者等へのヒアリングを行うこと。
- ②外国人目線による評価を取り入れるため、3. 対象市場出身(日本在住者でも可)のアドバイザーを1名以上選定すること。

- ※最終的には北陸信越運輸局及び連携先と協議のうえ、決定する。
- ③アドバイザーに対する事前の連絡調整、謝金・旅費の支払を行うこと。
 - ④収集した情報を整理し、アドバイザーからの評価を受けたうえで、二次利用可能な形式（Word、Excel、PowerPoint等）でまとめ北陸信越運輸局及び連携先に報告すること。

（２）ワークショップの開催

長野県内においてワークショップを開催し、ATコンテンツ造成に当たっての具体的な課題等を抽出したうえで、ATコンテンツの造成を行う。詳細は以下のとおりとする。

１）概要

- ①実施時期：令和元年７月～９月頃 １日×２回
- ②開催場所：長野県中南部地域（１回目）、長野県北部地域（２回目）
- ③対象者：長野県内AT関係者（県内DMO、旅行会社、ランドオペレーター、通訳案内士）等
１回あたり５～２０人程度

２）業務内容

- ①コーディネーター及びアドバイザーの選定
 - ・AT専門家、コンテンツ造成に係る専門家等をコーディネーターとして選定すること。
 - ・外国人目線によるアドバイスを取り入れるため、３．対象市場出身（日本在住者でも可）のアドバイザーを１名以上選定すること。
 - ※コーディネーターとアドバイザーは、業務に支障をきたさない範囲において兼務することを可とする。
 - ※最終的には北陸信越運輸局及び連携先と協議のうえ、決定する。
- ②アドバイザー及びコーディネーターに対する案内等の発送、事前の連絡調整、プロフィール作成、謝金・旅費の支払を行うこと。
- ③アドバイザー及びコーディネーターに係る一切の手配
 - ・国内移動手段、飲料水等、アドバイザー及びコーディネーターに係る各種手配を行うこと。
- ④参加者の取りまとめ
 - ・開催案内及び参加申込書を作成し、対象者に対し周知したうえで、参加者の取りまとめを行うこと。
- ⑤プログラム作成
 - ・課題を抽出した上でATコンテンツの造成を図るという趣旨を踏まえ、効果的なプログラムを作成すること。
 - ※最終的には北陸信越運輸局及び連携先と協議のうえ、決定する。
- ⑥ワークショップ開催に係る一切の手配及び運営
 - ・相当規模の会場、装飾、バナー、プロジェクター、立札、司会者、運営スタッフ、資料等、ワークショップを円滑に進めるための各種手配及び運営を行うこと。
- ⑦全体管理及び実施記録（議事録、写真画像含む。）
- ⑧参加者アンケートの実施
 - ・今後のコンテンツ造成に当たって参考となる情報等を得るためのアンケートの作成、実施、集計、分析を行うこと。

(3) 旅行商品の企画

海外AT専門家を講師として招き、座学及びフィールドワークを実施する。ターゲット顧客層を意識した旅行商品企画のポイントやATガイドの実技等を学び、その結果を踏まえてコンテンツを造成するとともに、それらを活用、統合した高付加価値旅行商品の企画を行う。詳細は以下のとおりとする。

1) 概要

- ①実施時期：令和元年7月～9月頃
5日間程度（うち3日は座学、2日はフィールドワークを想定）
- ②講師：海外（米国を想定）のAT専門家 2名程度
- ③対象者：長野県内AT関係者（県内DMO、旅行会社、ランドオペレーター、通訳案内士）等
5～6名程度を想定（※実費5万円程度を自己負担として参加を募る。）

2) 業務内容

- ①講師の選定
 - ・講師として、ATについて優れた知見をもつ海外（米国を想定）の専門家を2名程度選定すること。
 - ※最終的には北陸信越運輸局及び連携先と協議のうえ、決定する。
- ②講師に対する案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整、AT専門家プロフィール作成、謝金・旅費の支払を行うこと。
- ③講師の招請に係る一切の手配
 - ・航空券、国内移動手段、宿泊、ポータブルWi-Fi、飲料水等、講師の招請に必要な各種手配を行うこと。
- ④参加者の取りまとめ
 - ・開催案内及び参加申込書を作成し、対象者に対し広く周知したうえで、参加者の取りまとめを行うこと。
- ⑤プログラム作成
 - ・課題を抽出した上でATコンテンツの造成、旅行商品の企画を行うという趣旨を踏まえ、効果的なプログラムを作成すること。
 - ※最終的には北陸信越運輸局及び連携先と協議のうえ、決定する。
- ⑥座学に係る一切の手配及び運営
 - ・相当規模の会場、装飾、バナー、プロジェクター、立札、司会者、運営スタッフ、逐次通訳（日本語⇄英語）、資料等の各種手配及び運営を行うこと。
- ⑦フィールドワークに係る一切の手配及び運営
 - ・英語通訳（案内士）、添乗員、ATガイド、観光入場・体験等、フィールドワーク実施に必要な各種手配を行うこと。
- ⑧講師及び参加者の安全確保
 - ・講師については、必ず海外旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入しているものであること。
 - ・自転車等アクティビティ体験中の事故をはじめ、事業実施中に生じる怪我や物損等についての講師及び参加者の個人責任の範囲について、各人に対しあらかじめ同意を得ること。
- ⑨全体管理及び実施記録（写真画像含む。）
- ⑩参加者アンケートの実施
 - ・AT旅行商品造成に係る現状や課題等、旅行商品造成にあたって参考となる情報を得るためのアンケートの作成、実施、集計、分析を行うこと。
- ⑪参加者へのフォローアップ
 - ・コンテンツ及び旅行商品の企画開発状況について、随時フォローアップを行うこと。

(4) モニターツアーの実施

(3) 旅行商品の企画で企画したAT旅行商品によるモニターツアーを実施し、課題抽出及びブラッシュアップを行う。詳細は以下のとおりとする。

1) 概要

- ①実施時期：令和元年10月頃 5泊6日程度
- ②モニター：3. 対象市場出身者 3名程度
- ③地域参加者：(2) ワークショップ、(3) 旅行商品の企画の参加者等 3名程度

2) 業務内容

- ①行程の作成
 - ・(3) 旅行商品の企画で企画したAT旅行商品をもとに行程を作成すること。
 - ※最終的には北陸信越運輸局及び連携先と協議のうえ、決定する。
- ②モニターの選定
 - ※最終的には北陸信越運輸局及び連携先と協議のうえ、決定する。
- ③モニターに対する案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整、プロフィール作成、旅費の支払を行うこと。
- ④地域参加者に対する案内等の発送、事前の連絡調整及び参加者のとりまとめを行うこと。
 - ※地域参加者の旅費、観光入場・体験等については参加者が実費負担することとし、事業費に含まない。
- ⑤モニターツアー実施に係る一切の手配
 - ・航空券、国内移動手段、宿泊、観光入場・体験、英語通訳(案内士)、添乗員、ATガイド、ポータブルWi-Fi、飲料水等、ツアー実施に必要な各種手配を行うこと。
- ⑥モニターツアーに係る全行程の実施記録(写真画像含む。)
- ⑦モニターの安全確保
 - ・海外在住モニターについては、必ず海外旅行保険(旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの)に加入しているものであること。
 - ・自転車等アクティビティ体験中の事故をはじめ、行程中に生じる怪我や物損等についてのモニターの個人責任の範囲について、モニターに対しあらかじめ同意を得ること。
- ⑧アンケートの実施
 - ・モニターに対する今後の旅行商品企画の参考となる設問項目を組み込んだアンケートを作成し、実施・翻訳・集計・分析を行うこと。
 - ・アンケートはモニター全員を対象として行い、未回収等のないようにすること。
- ⑨地域参加者へのフォローアップ
 - ・コンテンツ及び旅行商品の企画開発状況について、随時フォローアップを行うこと。

(5) 検討会の開催

関係者間の意識共有、旅行商品企画の討議の場として定期的に検討会を開催する。詳細は以下のとおりとする。

1) 概要

- ①開催回数：4回程度
- ②場 所：長野県内
- ③構 成 員：北陸信越運輸局、一般社団法人長野県観光機構、受託事業者、対象とするコンテンツ及び旅行商品の関係事業者、専門家・外国人アドバイザー等を想定
- ④検討内容(案)：第1回 事業の進め方等について
第2回 中間報告、旅行商品の検討(モニターツアー前)

第3回 旅行商品のブラッシュアップ（モニターツアー後）
第4回 事業総括

2) 業務内容

① 構成員の選定及び連絡調整

- ・ 検討内容に応じて構成員を選定し、開催通知及び出欠確認を行うこと。
※開催日によって構成員が異なっても差し支えない。
※最終的には北陸信越運輸局及び連携先と協議のうえ、決定する。

② 相当規模の会場を手配し、必要に応じ会場借料の支払を行うこと。

③ 専門家・外国人アドバイザーの手配

- ・ 事業効果を高めるためアドバイザーを手配すること。
・ 謝金及び旅費の支払を行うこと。

④ プログラム作成、資料作成・印刷等、検討会を円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。

⑤ 全体管理及び実施記録（議事録、写真画像含む。）の作成を行うこと。

(6) コンテンツ、旅行商品のとりまとめ及び原稿作成

英語ウェブサイト等でコンテンツの情報発信及び旅行商品の販売ができるよう、事業を通して作成されたコンテンツ、企画された旅行商品を取りまとめ、原稿作成を行う。詳細は以下のとおりとする。

1) 概要

- ① 実施時期：令和元年11月～令和2年2月頃
- ② 提出期限：コンテンツ 令和2年2月28日（金）
旅行商品 令和2年3月19日（木）

2) 業務内容

① 本事業を通し作成されたコンテンツ、旅行商品のとりまとめ及び原稿作成

- ・ 英語表記で原稿を作成し、権利関係を明確にしておくこと。
・ 二次利用可能な形式（Word、Excel、PowerPoint等）で作成すること。

※本事業で作成されたコンテンツは本年度中に一般社団法人長野県観光機構の英語ウェブサイト等にて情報発信を行うことを想定している。また、企画された旅行商品は、令和2年10月までに同ウェブサイト等にて販売することを想定している（事業費外）。

5. 事業の進め方

本事業は、訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業として、北陸信越運輸局観光部観光地域振興課が一般社団法人長野県観光機構と連携して実施するものである。

請負事業者は、北陸信越運輸局及び一般社団法人長野県観光機構と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をしたうえで実施していくものとする。

6. 成果物の提出

次の事項について、8. の履行期限までに、北陸信越運輸局観光部観光地域振興課へ提出すること。

- (1) 報告書：製本2部（A4判）及び電子データ
- (2) 造成したコンテンツ及び企画した旅行商品の内容がわかるもの：電子データ
- (3) その他監督職員が指示したもの

7. 事業費の分担

事業に要する経費については、北陸信越運輸局が全額負担する。

8. 履行期限

令和2年3月19日（木）まで

9. 本事業の期待する効果

コンテンツ作成数30本、旅行商品企画開発数3本

10. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 北陸信越運輸局と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議のうえ、その指示に従って進めること。

11. 監督職員

北陸信越運輸局観光部観光地域振興課 調査員 河内 南未